

警察署協議会について

警察署協議会とは

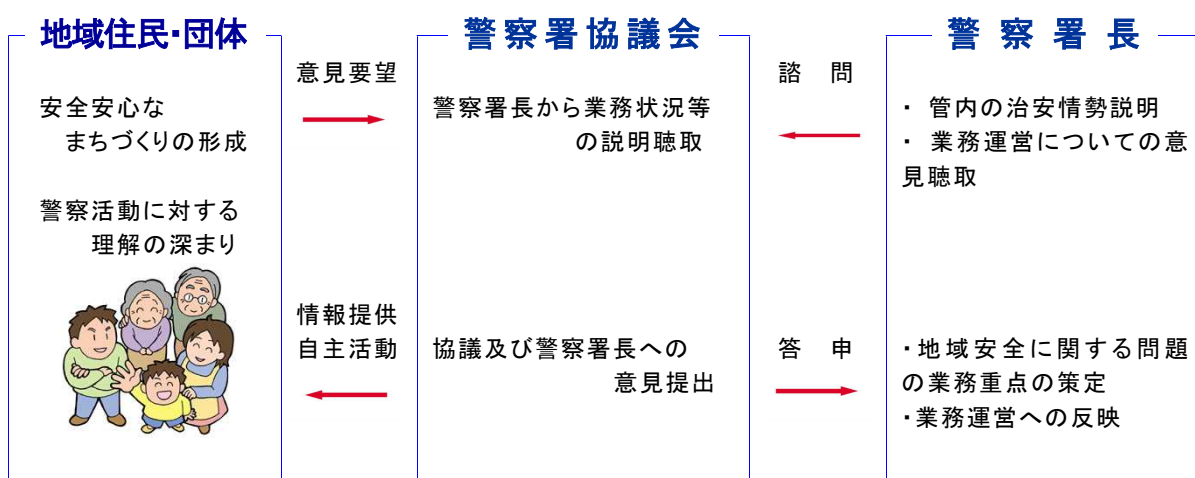
警察署協議会は、地域住民の声を警察署の業務運営に反映させるため、平成13年6月から各警察署に設置された機関です。



協議会の仕組み

住民が安心して暮らせる地域をつくるために、地域の安全に関する問題等について協議します。

警察署長は、協議会委員に防犯対策や交通安全活動などについて説明し、ご意見をうかがい（**諮問**）、これに対して委員が協力して話し合い、警察署長に協議会としての意見（**答申**）を伝えていただきます。



協議会委員の委嘱

委員は、住民の中から地域の安全に関することについて、ご意見ご要望などをお聴かせいただける方を、居住地域・職業・性別などに配慮して、山形県公安委員会が委嘱しています。

任期は2年で、再任は1回まで（最長2期4年）できることとなっています。

協議会の運営

- ◇ 協議会には、委員の互選により会長を置くこととなっています。
- ◇ 会議は、会長が警察署長と日程や場所などを協議した上で、会長が議長となって主催します。
- ◇ 原則として、四半期に1回開催しています。

創意工夫した協議会の開催

警察業務を分かりやすく理解していただくため、創意工夫した協議会の開催に努めております。また、協議会による視察活動も行っております。

会議での取組事例

- ◇ 鑑識活動の実演、装備資機材の展示、行政機関による講演

視察活動の事例

- ◇ 警察施設の視察（科学捜査研究所、通信指令課等）
- ◇ 各種訓練の視察（警察犬訓練、術科訓練、災害救助訓練等）



協議会の意見を警察署の業務に反映させた事例

- ◇ 「高齢者がよく使う病院や調剤薬局など協力を求め、特殊詐欺等の広報を行ってはどうか。」との意見を受け、地元医師会、薬剤師会に働き掛け、調剤薬局に特殊詐欺被害防止や交通事故防止広報のチラシを設置しました。
- ◇ 「夜間における高齢者の交通事故を防止するための具体的な対策を講じてはどうか。」との意見を受け、孫から祖父母等へ夜光反射材を配付する「じょんぶでキラキラキャンペーン」を実施しました。
- ◇ 「親しまれる警察署実現のため、警察署のホームページ内容を工夫してはどうか。」との意見を受け、署長のメッセージを掲載する「署長室」を掲載するなど親しみやすい内容に全面改訂しました。

など、各種施策に積極的に反映しております。

